

令和5年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時開議

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

---

議事日程（第3号）

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 2号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 3 同意第 3号 大衡村農業委員会委員の任命について

- 第 4 同意第 4 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 5 同意第 5 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 6 同意第 6 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 7 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 8 同意第 8 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 9 号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第10号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第11号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第12号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第13号 大衡村農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第36号 大衡村男女共同参画推進条例の制定について
- 第15 議案第37号 大衡村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- 第16 議案第38号 大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第39号 村道路線の認定について
- 第18 議案第40号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第19 議案第41号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第20 議案第42号 令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第21 報告第 7号 専決処分の報告について  
〔損害賠償の額を定め、和解することについて〕
- 第22 委員会の閉会中の継続調査の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

---

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和5年第2回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番文屋裕男君、8番細川運一君を指名いたします。

---

日程第2 同意第2号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第3 同意第3号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第4 同意第4号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第5 同意第5号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第6 同意第6号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第7 同意第7号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第8号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第9 同意第9号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第10号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第11号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第12号 大衡村農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第13号 大衡村農業委員会委員の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命についてから、日程第13、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命についてまでの12件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、同意第2号から、日程第13、同意第13号までの12件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。村長。

村長（小川ひろみ君） 議員の皆さん、おはようございます。

同意第2号から同意第13号まで、本村農業委員会委員の任命について、一括してご説明申し上げます。

現農業委員につきましては、議会の同意を得て令和2年7月20日に任命しておりますが、令和5年7月19日をもって任期満了となることから、委員12名を任命いたしたく提案するものであります。

それでは、ご説明を申し上げます。

同意第2号は、衡上地区の八楸 光氏、52歳を任命いたしたく提案するものであります。八楸氏は農業委員を平成23年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第3号は、衡中地区の遠藤政彦氏、67歳を任命いたしたく提案するものであります。遠藤氏は、役場在職中、農業委員会事務局次長として豊富な経験の下、職務に邁進し、農業委員会制度並びに地域の農業事情にも精通されており、また、農業委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第4号は、衡下地区の遠藤あけみ氏、68歳を任命いたしたく提案するものであります。遠藤氏は、農協等に勤務される傍ら農業にも従事され、地域の農業事情にも精通されており、また、農業委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第5号は、大瓜上地区の石川祐一氏、61歳を任命いたしたく提案するものであります。石川氏は、農協等に勤務される傍ら、農業にも従事され、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。また、農地利用最適化推進委員を平成29年7月から務められている方であります。

同意第6号は、大瓜下地区の伊藤正夫氏、61歳を任命いたしたく提案するものであります。伊藤氏は、農業委員を平成29年7月から務められており、また、認定農業者である法人の役員も務め、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第7号は、駒場地区の跡部 勉氏、58歳を任命いたしたく提案するものであります。跡部氏は、令和2年7月から農業委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されており、また、認定農業者のご家族の農業経営に参画されていることから、認定農業者に準ずる者として位置づけを行うことが可能な方でもあります。

同意第8号は、大森地区の小畑紀夫氏、65歳を任命いたしたく提案するものであります。

す。小畑氏は、地域の農業事情にも精通し、農業振興にも邁進されており、また、農地利用最適化推進委員を令和2年7月から務められている方であります。

同意第9号は、奥田地区の小川 豪氏、73歳を任命いたしたく提案するものであります。小川氏は、農業委員を平成17年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第10号は、蕨崎地区の千葉悦子氏、55歳を任命いたしたく提案するものであります。千葉氏は、農業委員を平成23年7月から務められており、また、認定農業者でもあり、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第11号は、松原地区の菱沼達也氏、67歳を任命いたしたく提案するものであります。菱沼氏は、令和2年7月から農業委員を務められ、地域の農業事情にも精通し、担い手として活躍されている方であります。

同意第12号は、衡東地区の関内秀樹氏、73歳を任命いたしたく提案するものであります。関内氏は、農業委員を平成5年7月から務められており、さらには、今年3月まで衡東地区の行政区長も務められるなど、地域の農業事情のみならず、全般にわたり精通されており、地域振興に邁進されている方であります。

以上、11名の方々は、いずれの方も地域の農業実情に精通され、農業に対する高い識見と地域からの信望も厚い方々であります。

最後に、同意第13号は、農業委員会の所掌に属する項目に関し、利害関係を有しない委員として、蕨崎地区の橋本裕美子氏、52歳を任命いたしたく提案するものであります。橋本氏は、これまで会社等に勤務され、豊富な知識と経験の下、誠実で高い識見を有されている方であります。

以上、12名を本村農業委員会委員に任命したく存じますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごと、起立によって行います。

日程第2、同意第2号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。八鍬 光君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、八鍬 光君を同意することに決定いたしました。

日程第3、同意第3号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。遠藤政彦君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、遠藤政彦君を同意することに決定いたしました。

日程第4、同意第4号、大衡村農業委員会委員の任命について採決をいたします。

お諮りします。遠藤あけみ君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、遠藤あけみ君を同意することに決定いたしました。

日程第5、同意第5号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。石川祐一君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、石川祐一君を同意することに決定いたしました。

日程第6、同意第6号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。伊藤正夫君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、伊藤正夫君を同意することに決定しました。

日程第7、同意第7号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。跡部 勉君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、跡部 勉君を同意することに決定いたしました。

日程第8、同意第8号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。小畑紀夫君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、小畑紀夫君を同意することに決定しました。

日程第9、同意第9号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。小川 豪君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、小川 豪君を同意することに決定いたしました。

日程第10、同意第10号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。千葉悦子君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、千葉悦子君を同意することに決定しました。

日程第11、同意第11号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。菱沼達也君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、菱沼達也君を同意することに決定しました。

日程第12、同意第12号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。関内秀樹君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、関内秀樹君を同意することに決定しました。

日程第13、同意第13号、大衡村農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。橋本裕美子君の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、橋本裕美子君を同意することに決定しました。

---

日程第14 議案第36号 大衡村男女共同参画推進条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第36号、大衡村男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） おはようございます。

それでは、議案第36号別紙にてご説明申し上げますので、議案書14ページをお願いいたします。

大衡村男女共同参画推進条例として、新規制定するものでございます。

制定理由といたしましては、令和3年度に策定した大衡村男女共同参画プランにより、大衡村として全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、計画的に推進するため、条例の制定を行うものでございます。

第1条は目的の規定で、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条は用語の定義でございます。第1号は男女共同参画について、第2号は積極的改善措置についての意義でございます。

第3条は基本理念を定めるもので、第1号に男女の人権の尊重、第2号は社会における制度又は慣行についての配慮、第3号は政策等の立案及び決定への共同参画。

15ページをお願いいたします。

第4号は家庭生活における活動と他の活動の両立、第5号は国際的協調を定めております。

第4条から第6条は、村、村民、事業者等の責務を規定しております。

第7条は性別等による権利侵害の禁止を規定しており、第8条は公衆に表示する情報に関する留意についての規定でございます。

第9条は男女共同参画計画の策定と、及び公表についての規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第10条は、施策の策定等に当たっての配慮。



第11条は、相談及び苦情の申出への対応の規定。

第12条は、村民及び事業者等の自主的な活動の支援についての規定。

第13条は、男女共同参画推進審議会の設置規定。

第14条は、委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項施行期日で公布の日から施行するものでございます。

第2項経過措置といたしまして、既に策定しております大衡村男女共同参画プランを、この条例に規定される基本計画とみなすものでございます。

17ページをお願いします。

第3項は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、報酬並びに費用弁償の一覧である別表に男女共同参画推進審議会の部を追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。細川運一君。

8番（細川運一君） 条例の中に、性別による差別の取扱いと、性別等による取扱いを禁止するというような条項ございますけれども、あえて性別、性別等というふうに分けて条文を規定している理由をお伺いしたいと思いますし、性別等は性別を含むと思うので、性別等と統一できないのかというふうに思います。その辺を、伺いたいというふうに思います。

また2点目としては、条文の中に性別と性別等という字句があるのであれば、2条の定義の中に性別等を明確に規定するべきだというふうに思いますけれども、その辺をお伺いしたいというふうに思いますし、この大衡村が、村長が就任なさった注目の中での男女共同参画推進というんですかね、この条例だと思いますけれども、この条例は男女の性別だけでなく、性的志向や性自認などの性の多様性の方々も含めて、社会を協働で参画していくという条例なのでしょうか。その辺を、お伺いしたいというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。1点目、2点目合わせてのご回答をさせていただきますと思います。

まず、条文中に性別並びに性別等と区別をしている理由につきましては、あえて性別と性別等に分けたものでございます。この意図するところでございますが、性別につ

きましては男女の性でございます。性別等につきましては、第7条で使用している文言でございます、第7条の第2項、第3項にその意味を示しているところでございます。

こちらにつきましては、タイミング的に現小川村長が就任されてからの制定ということになりますけれども、以前からこの男女共同参画推進条例の制定を、要望を受けておりまして、計画を策定した上で、さらなる条例の制定を望まれる声がありまして、委員の皆様方と共にこの条例の内容を決め、今回提案させていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 私はこの条例に反対するものではないかもしれませんが、もっと明確に、分かるようにしたらよいのではないかなというふうに思います。男女共同参画プランの中にはですね、性的マイノリティーの方々とか、性的志向、性自認について、明確に規定をいたしております。計画のプランの根拠となる条例にもそのことを謳ったほうがよいのではないかなというふうに、個人的には思います。

また、国の上位法であります男女共同参画社会基本法とかというのを制定されてから、もう24年ぐらいになりますし、県で条例を制定してからも22年、大和町、富谷が制定してからもう18年になります。その間に、性に対する価値観というのは多様化しているんだろうというふうに思いますし、そのような方々を含めて、一緒に社会を参画して創っていくという条例の内容に私はなっているんだろうというふうに思います。そのような条例だということを明確に示すためには、性別等というのをきちんと謳ったほうが、この条例をこの時期に制定する意味が私はあるのではないかなということで、発言をさせていただきます。

その辺、村長どういうふうにお考えですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 細川議員の質問にお答えいたします。

男女共同参画社会基本法は1999年に制定されておりまして、男女が平等の立場で、個人としての能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事などの生活を両立させていく社会を目指すための法律。そしてまた、その実現のために責務を自治体に求めているものだとも思っているところでございます。

先ほど課長が述べていましたように、この男女共同参画の条例を決める段階で、その前の段階で、団体がございまして、その方々のご意見を尊重したという部分があるとい

うような答えだったと思います。そういう部分で、性別とそれと性別等、2つに分けているということの意味がどのようなことかということ、その段階で私も会議には入っていなかったんですけども、課長としての説明では、やはりそこには含みがあるということも話しておりますので、そこで私は課長の先ほど述べた意見を尊重したところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） コロナ禍のときですね、大衡村の人権の擁護に関する条例というのを定めてございます。その中には、性別等という表現を使っております。別に珍しい表現ではございません。あえて男女共同参画という中で、性別等というのを、性別とともにその条例の中の字句として入れるのであれば、そこに入れることが意義があるんだろうというふうに思います。

ただ、そういう今までの男女参画の条例のひな形の条例ってありますね。それは、性別です。性別です。性別による取扱い。そこに基本計画の中にある、何人もとという部分に、その性的マイノリティーの方々を含めた差別をしてはいけないということ、そこを謳うのであれば、そこにやっぱり性別等というのを入れなければ分からないという、担当課のご配慮も分かります。ただ、その辺もう一步踏み出せば、大変画期的な条例になったのではないかなというふうにございます。条例はシンプルで大変結構だと思いますので、この条例を基に男女参画、強く推し進めていただきたいというふうに思います。

回答は結構でございます。

議長（高橋浩之君） いいんですか。

次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） この男女共同参画については、国のほうでも種々議論されておる内容でありまして、決して条例制定に反対するものではありません。細川議員の質問において答弁もされておりますけれども、必要性等については理解するものでありますけれども、新村長就任後に制定に向けて動き出したような説明もありますし、以前から制定の要望が出されておったと。そういう中で、本条例の制定条例の素案といいますか、たたき台はいつ頃固まったものか、その時期について確認いたします。

そして、またこれに関係する要綱、本年の1月に関係要綱が全部改正され、大衡村男女共同参画推進審議会要綱が全部改正されておるわけですが、これとの関係について、条例あつての要綱になると思うんですが、その点を説明いただきたいと。

以上です。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず、この条例につきましては、計画、男女共同参画プランを策定した段階で、既に以前から要望のありました条例制定も視野に入れたものでございました。その上で、コロナ禍の中で条例制定に向けて準備を進めておりまして、決定されましたのは今年の3月、計画策定の際に男女共同参画計画検討委員会が開催されておりまして、その中でプランが策定され、その後、この計画策定委員会のメンバーは全部改正となりました要綱は、そのまま委員会が審議会というふうに変ったものでございます。そのための全部改正を行っております。この審議会に変わる以前の計画策定委員のメンバーでこの条例案を検討していただきまして、この内容を改めるに至ったのは、計画にまず男女共同参画の中にも、時代が変わってLGBTQ+ということで、そういったものを含めたプランを策定したものですから、条例にもそれを盛り込む形で第7条のほうで規定をさせていただきまして、性別等という表現を使わせていただいた内容で案を策定したものでございます。

この内容につきましては県のほうの指導もいただきまして、委員の皆様とご意見を取り交わしながら、この内容を決定させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 委員さん方が苦勞して、大分苦勞なさった。今、課長の答弁ありましたけれども。

そういうことで、3月あたりまでにたたき台となる素案ができておったのであれば、5月9日に開催された全員協議会、本日提案のほか条例の一部改正を全員協議会で説明し、新条例の制定について国が動いている。で、まだ国のほうでもいろいろ議論している部分ある男女共同参画に関する条例制定、5月9日の全員協議会あたりで説明をしていただく必要があったのではないかなと私は思いました。その辺、担当課違い、行政の縦割り、横割りの問題があったのかどうか分かりません。その辺伺いたい。

それから、やはり要綱がある。要綱が先行してしまった。1月に改正、この時期に条例制定の動きがあったのであれば、その辺も要綱の改正、慎重に進めるべきではなかったのかと思いますが、その点伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 5月9日の全員協議会での説明が失念しておりましたのは、大変申し訳ございませんでした。

この条例案につきましては、委員の皆さんのご意見を踏まえまして、課内でも検討した上で、表現等の見直しなどを行った上で、この形で整えさせていただいたところでございます。

また、要綱につきましては、計画の策定委員のメンバーを、審議会ということで改めるということで改正したものでございますが、こちら全部改正を行った際には、まだ審議会としての形は条例に基づくものの審議会ではなく、この中で報酬扱いではなくて、謝礼で要綱のほうを策定しておりました。その後、こちらの計画を基に条例を制定するに当たり、審議会ということを設置する必要が出たために、改めて再度一部改正を行ってございます。その改正が、4月になってからの改正でございました。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 理解しますけれども、最後にただいま報酬、謝金の関係、課長から答弁ありましたけれども、附則3項におきまして、審議会委員の日額報酬と費用弁償を、非常勤特別職の報酬関係の条例の中で、このように報酬として、日額報酬として規定をすると。そして、ただいま答弁にありましたとおり、既存の要綱では日額謝金、昨日文屋議員の一般質問にも関連しますが、この報酬と謝礼金、謝金としての、従来は謝金を今回報酬に改めるわけですけれども、その辺の考え方。昨日の一般質問に関連しますので、そこを明確にしていきたい。

決して、この報酬規定するものに反対ということではなく、確認の意味で伺いたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの男女共同参画推進審議会につきましては、村長からの諮問を受けて審議する機関ということで、報酬に切り替えたものでございます。それまでは計画を策定するメンバー、構成メンバーで委員という形でございましたので、謝金、謝礼という形でお支払いをしていたものでございます。

議長（高橋浩之君） 副村長。

副村長（早坂勝伸君） 先ほど佐野議員のほうから、第2問目で片方の課の条例しか説明がな

かったということでございます。その点につきましては、本当に本来説明すべき条例の説明がなかったということでございまして、片手落ちの状態でございます。その点、この場でおわびを申し上げる次第でございます。

議長（高橋浩之君） 次、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、佐野議員のほうから、私の一般質問の件についての関係があるということで、この報酬について今質問があったわけなんですけれども、私もこの件についてですが、佐野議員はこの報酬にするとということに反対はしないというのがお話でございましたけれども、私は反対です。

というのはですね、昨日一般質問終わりました控室に戻ったわけなんですけれども、何かどうも今回の一般質問を聞いていると、文屋議員、あんただけが被害者だなというような話なんです。結局ね、私だけをターゲットにしたようなふうにしかなれないというような、そういう感覚だったんです、昨日は、皆さんが。それを聞いたときにね、やはりね、これはあのような誤解を招くようなものを出すようなことのないように、やはりここは謝金に変えるべきではないかなというふうに私は思いましたけれども、村長、その辺はいかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。文屋議員の言ったとおり、あの文書を出したということ自体が、私も就任前のことでございますから、何とも分からなかったという部分ではないですけれども、それもやはり先ほど佐野議員にもありましたけれども、共有した課内で共有したものがなかった。結局、産業振興課だけに、その部署の方の分だけに、文書が行ってしまったという部分がございます。ほかの方々に85名ぐらい、昨日お話したと思うんですけれども、そのもう7割以上の方々には文書が行っていないという状況を把握しました。

そういう中で、これからはやはりきちんとした形で、同じような共有の、課内で共有した意見をきちんと持ってやっていきたいと思っております。

そして、また報酬から謝金にしたらいけないかというお話でございしますが、そういう部分も、これをやってしまうと今までの部分も全部直さなきゃいけなかったりしていく状況になります。そこのところをきちんと見極めながら、これからどうしてよいか考えていく。そして、このままでよいのかもということも、見直すか、見直さないかは、また検討してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） この男女共同参画の中で、この委員になられた方の報酬、それも会長さんは6,500円、委員さんは6,300円、こういう方が多いんですよ、85種の中で。会長さんが6,500円、それから委員の方はほとんど6,300円なんですよ。

昨日の質問の中で、何で区長さんと分館長さん入っていないんですかと私言いましたけれども、これは謝金になっていたというのは私も知っていましたけれども、また一応聞いてみたんですけれども、区長さんとそれから分館長さんの謝金としたならば、謝金はこの6,500円や6,300円どころじゃないですよ。それぐらいもらっている人たちが謝金であって、こんなに少ない人たちが報酬でしかも縛られるというような、そういうような状況で私はうまくないと思うんですよ。

それはね、今ね、これから検討するということですがけれども、ぜひですね、しっかりとした形をつくっていただきたいというふうに私は思います。

その辺、村長もう一回お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほどですね、検討していけるというような答弁をしまして、大変申し訳ございませんでした。

こちら今文屋委員から、区長と分館長は謝金だと、報酬ではないから選挙運動、いろんな部分ができたんだというお話があった上で、そこをお聞きしたときに、この改正になったとき、皆さんも多分報酬と謝金という部分で、議員の皆さんにも何月頃ですかね。去年、何年でしょう。（「令和2年4月から」の声あり）令和2年の4月に、皆さんにもご報告した。私もそのときは議員でありまして、ご報告したと思いますけれども、これは法律で決まったものであり、村だけの独自ではできないということに。法律での改正であり、村だけの独自ではいろいろなことはできないということがございますので、そういう部分に対しては検討はできないということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） たった1つしかってない宮城県の大衡村が、その中で女性首長ができた。これをキャッチフレーズにしてこれからいろんな面でね、トップセールスをしていくというような、そういうお話でしたけれども、私はね、それぐらいの心構えがあるならば、私はこれだって変えられると思うんですよ。やってみてくださいよ。あなたがね、私は

それぐらいの気持ちなんだよということをね、全国に見せてやりなさいよ。こんなことでね、一々ね、人を縛ることないと思うんです、私。それをね、あなたやってみたらどうですか。私はそう思いますけれどもね。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） すごく難しい問題だと思います。国の法律の改正によりこのことが決まったことを、私が宮城県で町村として、女性首長と初めてなったことで変えられるのかということを文屋議員はおっしゃっていると思うんですけれども、そののところはやはり審議会を得て、そして私の諮問、そういうものの経過をたどっていかなければいけない部分もございますので、これからどのようになっていくかということは、この場では断言はできないということで、大変申し訳ございませんが、そういう部分でご理解いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） ちょっと確認をしたいと思います。

条例の中で第9条、ここには男女共同参画計画を策定しなければならない、基本計画ですね、というふうに謳ってしまして、あと、同じ条文でしょうけれども、その基本計画に基づいて施策の大綱ですかね、そのようなことも謳っております。具体的にこういった取組についてはどのようになされているのか、既に入っているのか。ちょっと私も確認していないんですけれども、現状としてどのような、こういった作業的に進んでおられるものか、伺いたいと思います。

それから、それについて村としてこの男女共同参画に具体的な取組の事業の中身、内容、どういったものが出てくるのか。あるいは、実施されているものか。

そして、この条例で推進の審議会を置くということになっていますが、審議会の構成というのはどういった方々を想定しているものか、伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず、基本計画につきましては、先ほどの条例のご説明の中で、男女共同参画プランが基本計画とみなすということで、附則のほうで規定してございます。こちらにつきましては令和3年度に策定をいたしましたので、これから進捗状況を定めながら、どういった施策を展開していくかということは、これから審議会の委員の皆様とご相談しながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、男女共同参画の事業につきましては、今年度につきましては、働く女性の立場



で意見交換を行う予定を今年度はしてございます。こちらにつきましては、仕事、家庭を両立されている女性の方々を対象として、意見交換を行おうというものでございます。こちらにつきましてはまだ日程のほうは決まってございませんが、そういった計画を今年度予定してございます。

それから、審議会委員の構成につきましては、現在のところ8名、計画策定時の委員の方々がそのまま審議会の委員ということで移行していただくことになってございます。この構成メンバーの中では、有識者、各種団体、村内企業、それから関係機関ということで定めておりまして、関係機関の中には宮城県の男女共同参画推進部の専門官も委員として、構成メンバーとして入ってございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 最近のいろんな、国をはじめいろんな動向で、男女共同の参画、あるいは性的問題、差別関係、そういったことが大分大きな話題になっている状況でございます。ですので、やっぱり地方、村としての取組についてもそういった流れといいますかね、に沿ったような事業の取組ということが大切になってくるんだろうと思います。

なかなか目立たないような取組、事業内容なのかなとも思いますけれども、やはりきちんと皆さんにそういった意図なり、周知を図っていただいて、なるべく多くの皆さんが関心を持って、こういった問題に取り組んで、問題といいますかね、事柄に取り組んでいただけるような、やっぱり機運の醸成も必要だと思います。

今までですと、何かの男女共同参画でしたっけ、何かチラシといいますか、何か配布していましたよね。そういった方々のやつで、月1回か何かのやつで、各家庭に配布されておったと思うんですけども、あの辺もあんまりこう読まれていないんじゃないのかなと思うんですよね。どういった方々が入っていて、どのようなことに取り組んでおられるのかというのが、具体的に意外とね、分かりにくいと思うんですよ。人の名前も書いていないし、分からないし、何とかかんとか委員というだけでね。ですので、なぜ私は思っていて、見ていて、きちんとした名前を出せないようなお知らせ、広報なのかなと思ったんです。

ですので、せっかくああいふ取組なさっているんですから、もっと皆さんに知っていただくような取組も必要じゃないのかなとも思うんですけども、どうでしょうか、どう考えますか。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず、年に二、三回程度、男女共同参画のフォーラム紙でかぜというものを発行させていただいておりました。こちらにつきましては、村の任意団体でございます、大衡村男女共同参画推進の会という団体でございます。しかしながら、今年4月、9年もの長い間活動してこられまして、村としては計画を策定し、条例制定に向けて動いているということを受けまして、先が見通せるようになったということで解散という形となっております。団体、任意団体は解散されたものの、引き続きその精神は審議会の委員のほうに引き継がれるものというふうに感じてございます。

名前のほうにつきましては、やはり個人名でということだとは思いますが、そのフォーラム紙を作成されていたのが団体の構成メンバーの方が独自に作成されたものを村として印刷し、各家庭のほうに配布させていただいたものでございますので、村のほうで名前のほうを表示しなかったものではございません。

男女共同参画、なかなか一言でそのように片づけてしまうと、どのような事業をやっているか分かりづらいものではございますけれども、令和4年度から事業を進めてきておりまして、令和4年度には防災実践講座を行っております。また、男女共同参画の啓発のパネルの掲示ですとか、そういったこともやっております。

今年度につきましては、昨年度に引き続きまして、またその防災実践講座の延長ということで、女性の立場での、女性の視点でのという防災についての講座などを計画してございます。皆さんに、村内全体ではないんですが、地区をピックアップいたしまして、まずはその一、二地区ぐらいで実践していくという形で計画はしてございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 前回配布された資料で、発刊はこれは終了しますというようなこともやっぱり記載されておりました。何年間かの活動の状況でね。

村として、今回このような条例をきちんと制定するわけですので、やっぱりそういった方々の思いなり、取組方、引き継いでもらって、新たな具体的な事業化としてやっていただきたいと思うんですね。せっかくつくるわけですから。ただ条例制定して終わりというのではあまり意味ないようですので、具体的な取組ということで、実のある何かやっていただければ、今まで活動されてきた方のためにもなるかと思っておりますので、ぜひそういった方向で今後考えていくべきではないのかなと思っております。最後、村長の考えをお聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、石川 敏副議長のご意見にありました。やはり条例をつくっただけで、それからその条例が発揮できないのでは、やはりこの条例をつくった意味もないと思っております。男女共同参画を、やっぱりこの社会を実現するために、やはり男女が平等な、対等な家族の構成員としてですね、互いに協力して、社会の支援も受けて、家族として役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるような必要性。または、男女が社会の対等なパートナーとして、明るい分野において、あらゆる分野において方向性、方針の決定に参画できること。それから、男女共同参画を国際的にも協調性をしていくこと。そういうようなものももっともっと周知をしながら、皆さんと共にこの男女共同参画のこの条例が生きていくように、これから努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 議案第37号 大衡村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第37号、大衡村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは議案書19ページ、議案第37号別紙をお願いいたします。

大衡村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてでございます。

青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査、審議するため設置する協議会ではありますが、本村においてはしばらく開催実績もなく、現在では少年保護員連絡協議会やいじめ問題対策連絡協議会など関連組織にそれぞれ引き継がれており、それらの活動において目的は十分に果たされていると考え、廃止するものでございます。

附則になりますが、第1項の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

第2項は、この条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表より「青少年問題協議会」の項を削るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 今回廃止する協議会については、内容、活動内容は今後いじめ問題対策協議会をお願いするということではありますが、いじめ問題協議会の今後の組織の変更や、いじめ問題の開催の回数と、その辺変更があるのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの青少年問題協議会につきましては、設置は義務ではなく、設置できるものというふうに改められておりまして、平成11年に青少年問題協議会設置法から地方青少年問題協議会法に改称されたものでございます。その後、平成13年に中央青少年問題協議会が廃止されたことに伴い、各地方自治体での協議会の設置条例の廃止が進んでいるところでございます。

現在、村ではそれらの関連する組織というふうに捉えておりますのは、村の青少年育成村民会議ですとか、先ほど申し上げました少年保護員、それからいじめ問題対策連絡協議会、要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点設置、子育て世代包括支援センターなど、様々な組織がございます。それらに青少年問題ということで様々な問題を各担当で引き継がれているというふうに認識いたしまして、目的は果たされているということで、今回の廃止というふうになったものでございます。（「回数」の声あり）失礼いたしました。

会議そのものの組織の編成等はございませんし、回数そのものも変更はございません。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 類似する協議会、委員会、本村には様々あるのかなと思います。今回、条例でそのような制定があったわけで、今後このような機会があれば、委員会、協議会の見直し等を今後検討していくことも必要なのかなと思いますが、その件についてはどのような見直し等を行っているのか、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 現在、各条例、それから規則、要綱等、全庁的に見直すように話が出ておりまして、各担当課において現在その内容を精査し、廃止すべきものかどうか、改正が必要かどうか、見直しをしている状況でございます。

当課におきましても、この条例につきましては既に中央のほうで廃止されているというものでございましたので、村といたしましては廃止をするというふうに検討した次第でございます。

なお、これからも様々な条例、それから規則、要綱等をまだまだ見直すところがございますので、その際には廃止が必要であれば廃止を行い、改正が必要なものは改正を行っていくということで体制を整えていきたいというふうに感じてございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第38号 大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第38号、大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） それでは、議案書20ページをご覧くださいまして、議案第

38号、大衡村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

こちらの条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める事項が削除されたことに伴い、条例の整備をするものでございます。

改正内容でございますが、第77条第1項を、第72条第1項に、第2条で引用する第77条第1項各号を、第72条第1項各号に改めるものでございます。

適用予定日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第17 議案第39号 村道路線の認定について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案第39号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書22ページをお願いいたします。

議案第39号、村道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号187、路線名が五反田団地線、起点が大衡村大衡字五反田から終点が大衡村大衡字五反田までになります。

続きまして、議案第39号別紙でご説明をさせていただきます。別紙のほう、ご覧いた

だきたいと思います。

今回提案いたします路線につきましては、起点が国道457号と村道小沓掛榎田線との交差点部になりまして、終点が村道四反田平場線に接続する路線となるもので、認定延長が約160メートルの路線となるものでございます。

当該箇所は五反田・亀岡地区計画外にございまして、今後地区整備計画区域への編入を経て、宅地整備等を計画している区域であることから、当該区域の基幹道路となる当該路線の整備を進め宅地化を促進させるため、村道認定することについて提案をさせていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 昨日の一般質問にも絡むことなんですが、村道の路線認定の基準というのがあります。第2条ですね。地区計画絡みのその基幹道路としてというふうな課長の説明なんですけれども、この路線認定基準に照らし合わせて、どの項目を該当させたのか伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村道路線の認定基準の今お話ありました第2条のうち、第4号の起点及び終点が直接公道に連絡する路線、また第6号の部分につきましても、土地区画整理事業又はこれに類似する事業の施行区域内道路及び、区域内道路から公道又は公共的施設に連絡する路線という規定ございまして、こちらのほうを当てはめたものでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 昨日の一般質問、私が質問を出す段階までは、路線認定された道路だったかどうかというふうなこともちょっと疑問になったんですが、今回議案に提出されている。あわせて、6月補正により測量調査設計費用も盛り込まれている。非常にセットでスピード感のある形での認定というふうなことに至るような様相が出てまいりました。

昨日もお話しましたように、路線認定と路線に関わると思われるところが、用地買収なり何なりが順調に進んでいるとは思えない。さらに、沿道サービス業ともとれるような開発が行われると。そういった状況の中で、果たしてどうなのかなというような思いもありますが、その点に関しては担当課はどのように感じていますか。

さらに、この計画路線の地権者数は何名と押さえていただけるのか。その辺も伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、宅地開発の事業の関係でございますが、昨日の一般質問の中でもお答えさせていただきましたとおり、当初昨年の住民説明会で示された計画からは縮小されるような計画になってございますが、計画は縮小した中でも、あの事業のほうは進めて行く方向性の部分は示されておりますので、それに基づいて事業を進めたいという形になります。

事業の進め方の部分になりますけれども、まず、村のほうの仕事といたしまして、地区計画の整備計画区域を拡大する必要があります。その後に、宅地開発を行う事業者につきましても、宅地開発のほうを具体的に手続が進められるという形になりますので、村のその地区計画の拡大につきましても、これまで県当局のほうといろいろご相談、打合せさせていただく中で進められる方向性にもなっておりますし、令和4年度にその手続のための法定図書の作成までしております。令和5年度におきましても、その手続を村のほうで進めまして、その方向性が見えた段階で、その民間事業者のほうも用地の契約を安心してといたしますか、進められる状況になりますので、スケジュール的にはそういった段取りを踏んで進むような形というふうにご認識いただければと思います。

それと、計画の地権者数でございますが、今後詳細の測量設計をしますので、確定した数値ではございませんが、3名または4名の地権者数になるかと思われます。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ただいま課長の説明で理解します。宅地化促進の観点からしまして、村道認定反対するものではありませんが、昨年の11月、全員協議会において、これらの整備計画区域の拡大を図るため、地区計画を変更するという説明で理解しておったわけですが、事業そのものが順調に進むということで11月説明を聞き、理解したわけですが、しかし地元の方の声、少数の声も分かりません。

それから、昨日の赤間議員の一般質問での答弁、その辺からしまして、用地協力の同意に向け進めているとのことで、この同意に向け進める。当然、事業そのものの許認可関係も絡むことから、手順、その辺理解できるんですけども、何か時期尚早といえますか、ちょっと不安な思いをするわけでありまして。



そういうことで今回は民間の事業でありますので、今回、村道路線の認定議案提出に当たり、事業者と村との間で一つの確約的なやつ、事業実施に向けてのそういう確約、事業実施の担保といえますか、そういうものが何かあるのか、ないのか。まず、その点伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 民間事業でございますが、村のほうでいろいろ情報交換等は適宜行っているところでございますが、確約、何かその協定みたいなものとか、そういった契約のものを結んだかと言われますと、そういった確約したものというのはございません。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） その辺必要なかどうか分かりませんが、人口増を期待する中で宅地化、当然その路線としては必要。今回、新設、改良、道路改良でなく新設する村道ですので、何か事業、これから測量設計に進む中で一つとしては、路線認定なくしてそういう調査設計等を進められないものかなという思いもします。

現在進めている衡下地区の海老沢、村で先行しまして、これは既存村道を改良したわけですが、ところが村の村道整備が進む中で開発面積が縮小、これはあくまでも用地協力を得られなかったということで開発面積が縮小され、最終的には村有地約2,000平米ですか、時価評価額よりたしか4分の1、3分の1くらいの金額で払い下げるという事態もありました。その辺を考える場合に、民間開発間違いはないと思いますけれども、民間事業への不安を感じるわけであります。

そういうことで冒頭申し上げましたとおり、認定せずに調査設計等を進めることが不可能なら、その辺課長伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず新設測量設計業務、この後の補正予算のほうで提案させていただきますが、財源といたしまして補助事業を財源充てて行いたいというふうを考えてございます。その上で、認定されていないものについてその国費を充てるといことができませんので、認定させていただいた上で、補助事業として財源を確保して進めていきたいというふうと考えてございます。

そういった確約したお話はないということでございますが、村のほうといたしましては、できる限りこれまで地権者様と開発事業者、意欲を持った開発事業者さんの中で、

計画区域からは縮小になる方向性にはなっておりますが、進める意向を示されておりますので、村のほうとしても何らかの形で宅地化の促進を図りたいという考えがございまして、いずれにいたしましても地区整備計画の拡大と基幹道路となる路線のほうは進めたいというふうに考えてございまして、それによりまして、どの事業者にかかわらず宅地化の促進を進む材料になるというふうに考えてございます。

そういった意味で、村のほうでそういった形でこの認定させていただいて、村道が先に進むようになるか、あるいは民間事業のほうが先に進んで、ちょっと村道の整備が遅れてしまうかというような、ちょっと進み方によっても違うんですけども、民間事業の場合ですと決定して進むという形になった場合に、公共事業に対して進むスピードも大分違ってきてきます。早いスピードで進みますので、そういった意味で村のほうとしてもしっかりと準備をして、今の段階から事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 理解いたしました。

1つとして、事業に対する補助、財源確保等を考えれば、認定を先行せざるを得ないという解釈をしたわけでありましてけれども、それでよろしいのか、最後に確認いたします。

以上です。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） はい。そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質問、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第40号 令和5年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第18、議案第40号、令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案第40号別紙でご説明申し上げますので、1ページご覧いただきたいと思います。

令和5年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,193万6,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

4ページ、ご覧いただきたいと思います。

第2表で追加が2件ございます。地方債の補正です。

1件目は、緊急自然災害防止対策事業債で、平林6号線、野畑松本線、針東線、吹付前線、平場線、亀岡地区と大原地区の水路整備事業に充当するもので、限度額を8,550万円とするものでございます。

2件目は、緊急浚渫推進事業債で、楳田川、駒場川、大森川の事業に充当するもので、限度額を2,930万円とするものでございます。

補正内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページご覧いただきたいと思います。

歳入です。

16款2項1目総務費国庫補助金2,094万円の増。こちらにつきましては、説明記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございまして、歳出の医療福祉施設特別支援金、あとは食料品等価格高騰支援事業、ひら麻呂商品券事業、あとは給食費の物価高騰分、3事業に充当するものでございます。

3目衛生費国庫補助金208万円の増につきましては、説明記載のコロナ個別接種奨励金に充当するものです。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金1億2,390万円の増につきましては、説明記載の4事業に充当するものでございます。

17款2項4目農林水産業費県補助金497万円の増につきましては、説明記載のため池安全施設救助ネット整備に充当するものでございます。

3 項 1 目総務費県委託金 3 万 2,000 円の増につきましては、住宅土地統計調査に充当するものでございます。

次に、8 ページご覧いただきたいと思います。

19 款 1 項 2 目指定寄附金 3 万 5,000 円につきましては、黒川チャリティーコンサート実行委員会からの指定寄附でございます。

20 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,000 万円の増。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 2,306 万 1,000 円の増につきましては、給食センター整備事業へ充当するものでございます。

13 目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 429 万 2,000 円につきましては、医療福祉施設等特別支援金に充当するものでございます。

23 款 1 項 1 目土木債 9,830 万円の増につきましては、道路債と河川債、あとは次のページの農業債、先ほどの第 2 表の地方債の補正でご説明申し上げましたとおりでございます。

次に、10 ページご覧いただきたいと思います。

歳出です。

2 款 1 項 1 目一般管理費 1,160 万 3,000 円の減につきましては、2 節から 4 節につきましては人件費となっております。これ以降ですね、人件費につきましては 4 月 1 日付の人事異動に伴うものでございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思えます。

3 目財政管理費 1,003 万 9,000 円の増につきましては、人件費です。

次の 11 ページお願いいたします。

4 目会計管理費 348 万 4,000 円。

5 目財産管理費 92 万 6,000 円の増につきましては、説明記載の普通財産管理費につきましては、小学校転回場の整地事業と、大衡村多目的施設管理費につきましては施設内の整備事業、これらに充当する、こちらの経費でございます。

6 目企画費 41 万 6,000 円の減につきましては、人件費と 12 ページ、24 節積立金につきましては、給食センター整備事業に係る分の交付金の基金積立金の積み増し分でございます。

10 目諸費 2 万 4,000 円の増につきましては、説明記載の先ほどお認めいただきました条例制定に伴います、予算の組替えでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費304万6,000円の減につきましては、人件費でございます。

次に13ページ、ご覧いただきたいと思ます。

2目指定統計調査費3万6,000円の増につきましては、10月1日基準に実施されます住宅土地統計調査費に係ります統計調査への報酬、費用弁償等でございます。

3款1項1目社会福祉総務費214万9,000円の増につきましては、18節の600万円につきましては、説明記載の医療・福祉施設等特別支援金、臨時特例交付金を充当するものでございます。

27節繰出金につきましては、人件費分の繰出金でございます。

2目国民年金費42万8,000円の増につきましては、人件費でございます。

14ページ、ご覧いただきたいと思ます。

2項5目児童保育費30万円。

4款1項3目予防費208万円の増につきましては、18節につきましては説明記載の個別接種奨励金でございます。

4目環境衛生費595万6,000円の増につきましては、人件費でございます。

次に、15ページご覧いただきたいと思ます。

5款1項2目農業総務費32万4,000円の増。

5目農地費2,755万円の増につきましては、説明記載の2事業分でございます、14節工事請負費につきましては亀岡地区水路とため池安全施設救助ネットの整備事業でございます。

16節と21節につきましては、亀岡地区と大原地区の水路整備事業に係るものでございます。

次に、16ページお願いいたします。

6款1項2目商工振興費1,850万円につきましては、18節負担金補助及び交付金1,755万円、こちらにつきましては説明記載の食料品等高騰支援事業、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。ひら麻呂商品券として、1人当たり3,000円の商品券交付事業でございます。

7款1項1目土木総務費303万2,000円。

2項1目道路維持費1万3,000円の増につきましては、16節公有財産購入費につきましては海老沢持足線の用地買収費でございます。

次に、17ページお願いします。

2目道路新設改良費1億7,012万2,000円の増につきましては、14節工事請負費1億5,227万円につきましては、平林6号線、尾西2号線、針東線、吹付前線、野畑松本線、平場線、こちらの事業に係るもので特定防衛施設周辺整備事業調整交付金、いわゆる9条交付金と起債であります緊急自然災害防止対策事業債を充当するものでございます。

次に、18ページご覧いただきたいと思います。

3項1目河川総務費3,030万円の増につきましては、榎田川、駒場川、大森川にかかります調査設計と14節工事請負費でございます。

4項1目都市計画総務費7万7,000円の減。

2目公園費4,630万2,000円の増につきましては、説明記載の万葉クリエートパークキャンプ場整備事業で、特定防衛施設周辺整備調整交付金、9条交付金を充当するものでございます。

次、19ページご覧いただきたいと思います。

主なものは、14節の工事請負費4,450万円でございます。

5項1目住宅管理費121万円の増につきましては、五反田住宅1号棟、4号棟の手すり取り付け工事費でございます。

9款1項2目事務局費173万4,000円の減につきましては、人件費でございます。

20ページお願いいたします。

2項2目教育振興費2万円の増。こちらにつきましては、10節需用費、寄附金を財源といたしました小学校への図書購入費でございます。

3項2目教育振興費2万円につきましては、同じでございます。図書購入費の経費でございます。

次に、21ページお願いいたします。

4項1目社会教育総務費679万8,000円の減につきましては、人件費と18節9万1,000円につきましては、村指定文化財の須岐神社に対しましての塗装工事に対する補助金でございます。

2目公民館費400万5,000円の増。

次のページお願いいたします。

5項3目学校給食センター管理費40万8,000円の増につきましては、現在の学校給食センターに係ります燃料費、あとは冷蔵冷凍機器等のリース料の増額でございます。

13款1項予備費につきましては、55万6,000円の増につきましては財源調整でございます。

なお、23ページ、24ページに給与費明細書を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今回いろんな事業が補正でなるわけですが、2、3質問します。

まずもって、防衛のほうからの特定調整交付金、これが大きいので大分仕事できるわけですが、その中でローリングされた尾西2号線が今回やっと着工になるということでございます。どの程度の工事になるのか。また、地元に対してそのような説明がなされるのかという点が1つ。

次に、クリエートパークについても同じようなものですが、クリエートパークのこれはキャンプ場だと思います。全協などでもよく議論していたわけですが、その実行する際の計画というのは今までと全然変わらないものかどうか。また、どの程度の今回の予算でできるのかという、その2点。

そして、もう1つお伺いするとすれば河川のほうですね。これは村が管理するものに、ため池などに工事費を充てるのかということで、一般の大きなため池とか、そういったものに対する考え方についてはどうなのかという、それを含めて一応3点お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の尾西2号線の関係でございますが、今年度から事業を休止していたものにつきまして、防衛の9条交付金の財源の調整がついたということで再開をさせていただく予定となっております、延長約ですけれども、330メートルほどの施工を計画してございます。また、休止しておりましたので、事業再開に当たりまして地元説明等についてはいろいろ対応させていただきたいと考えてございます。

それと、2点目のクリエートパークの計画でございますが、さきの産業教育常任委員会等で計画の図のほうをお示しさせていただいております、おおむね計画でもって進めさせていただきたいというふうに考えてございますが、一部工事費の削減等、いろいろメンテナンスを含めた効率化も含めて、一部見直しは行いたいなというふうに考えてございますが、基本的にはさきの産業教育常任委員会でお示しさせていただいている計

画の内容となっております、主な概要ですけれども施工面積で約1.3ヘクタールの施工面積になりまして、種子の吹きつけですね。あと、通路部の舗装、駐車場の舗装、あと付属施設といたしまして、周辺部の柵の設置、あと看板サインの設置ですね。あと、手洗いの整備、浄化槽の整備を計画してございまして、今年度トイレの整備のほうは計画してございまして、継続的な検討といたしまして、整備のほうは検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、3点目の河川の土砂しゅんせつの関係でございまして、こちらにつきましてはしゅんせつの事業債、期間限定ではございますが、こちらのほう財源として充てておりまして、村管理の普通河川の土砂しゅんせつ事業ということで計画をさせていただいております、椋田川と駒場川、大森川を計画してございまして、まず測量を実施いたしましてボリュームを確認します。その上で、今年度につきましては椋田川の土砂しゅんせつを計画しているものでございます。

なお、県管理河川につきましても同様の財源等を使ってですね、これまでも村のほうでも要望させていただいておりましたが、今年度はその奥田川ですとか、善川の一部の部分ですね、土砂しゅんせつ、また支障木の伐採等進めていただく計画となっております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 1番目の尾西2号線についてはローリングで1年待たされるということで、不満というかちょっとがっかりした点あったのがやっと復活できたということで、地元には知らせれば喜ぶということですが、まずもってあの辺工事に当たると通行止めとかですね、そういったもので進めるのかどうかという点1つ、再度お伺いします。

それから、クリエートパークについては全協なりいろんな、今課長言ったように産業関係というか、そっちでは話し合ったとは思いますが、その後のね、常任委員会で。私は全協でお話を受けた、それから進んだ状態といたしますか、手直ししたほうがよいのではないかみたいな話、いわゆる牛野ダムとかの問題、今の利用法とか、それからほかでの利用状態とか考えるとね、見直す必要があるのではないかみたいな話もありましたけれども、今のお話だと予定どおり計画していくという感じに受け取ってよろしいのかということ。

この2点、改めてお願いします。



議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 尾西2号線の工事につきましては、現場のほう、もともと非常に狭い道路となっております、工事する上でどうしても通行止め必要になるかと思えます。その辺、発注して施工業者決まってから、施工計画を立ててにはなりますけれども、どうしても供用開始しながらの工事はちょっと不可能となると思えますので、できるだけ地元の負担が少なくなるように計画をさせていただきながら、またきちんと説明をさせていただいて、通行止めをさせていただきながら施工を進めてまいりたいと考えております。

クリエートパークにつきましては、先ほどお話のとおりですね、令和4年度の業務といたしまして実施設計業務進めておりまして、それで成果のほうをまとめてございまして、確定した段階ではなかったんですが、産業教育常任委員会のほうでも図面のほうをお示しさせていただいておりまして、その内容でもって、また先ほど申し上げましたとおり、一部で工事費を削減できるような方法も精査しまして、発注をしたいというふう考えております。

議長（高橋浩之君） ここで、休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時55分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（高橋浩之君） 次、小川克也君。

4番（小川克也君） 16ページの商工振興費、食料品の価格高騰対策としてひら麻呂商品券を支給したいということですが、これ以前にも行った支援内容だと思います。以前と変わらない今回支援事業なのか、また支給時期と支給の方法、また使用期間お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご質問の大衡村食料品等価格高騰支援事業、いわゆるひら麻呂商品券の発行事業でございますが、これまでも実施してきておりますけれども、今回につきましては村民1人当たり3,000円ということで、商品券を配布する事業となります。時期的なものでありますが、本日お認めをいただきましたら、早速本日中に商工会のほ

うに、事業を商工会のほうで実施していただくことになりますので、商工会のほうに依頼をさせていただきまして、商品券の印刷等も商工会のほうで発注して進めていただきまして、現在のスケジュールでまいりますと、見込みですけれども7月末から商品券等の発送ができる見込みでありまして、方法は郵送でございます。郵送のため、配布の期間ですね、郵便局の配達の都合もありまして、2週間程度見まして7月の末から8月上旬、中旬程度までに各世帯ごとに届くというような流れとなっております。そこから随時、届いた方から使用が開始できるものとしておりまして、ほかに実施します2割増しの商品券と同様ですね、12月末までの使用期限とすることで進めているものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 前回同様ということですが、前回のひら麻呂商品券の換金率と前年度の万葉券の換金率を伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、前回の令和3年にひら麻呂商品券、同じように3,000円ということで、1人当たりお配りさせていただいたものにつきましては、97%ご使用いただいているということでございます。

一方、万葉割増商品券のほうにつきましては、99.86%というような使用換金率と。お店の方から商工会のほうに商品券が寄せられまして、お金としてお支払いしているというような形になっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 万葉券に関しては99.何がし、約100%近い換金率で、ひら麻呂商品券に関しては97%、約3%換金されていないという状況でもあります。万葉券必要な方が購入をして利用しているわけであって、やはり換金率も高いのかなと思います。

また、使える場所も昔と違って50か所ぐらいですか、増えまして、購入者からは大変万葉券ありがたいという声もいただいております。

しかし、ひら麻呂商品券に関しては、やはり小・中学生、小さい方にとっては使える場所も少ないというか、コンビニしかないという声も聞いております。現金のほうがよいという声も聞いていますし、その辺担当課としてもいろいろ検討しているかと思いません。

これからもこのような支援行われると思いますので、その辺の考えとして現金にした

ほうがよいのか、商品券にしたほうがよいのか、今後の考えとしてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） そういった議員おっしゃられるような話合いも、当然内部でもさせていただいております。以前は現金での支給というようなケースもありました。ただ、産業振興課所管ということでありますので、商工業の振興という点も我々としては外せないポイントでもございます。ですので、現金だと使い道がどのようにされるのかまでは制約できない部分もありますけれども、お使いいただく方々にはちょっと限定的ではあるんですけれども、商工業の振興という意味でお出しした商品券を、ちょっとお店の数が少ないのは重々承知の上なんですけれども、それでも村内で使っていただくことによって消費が拡大されるということで、家計を支えるのと消費が拡大するというところで、産業振興課の部分としてはその2本立てで効果が出るというふうに見込んでおりますので、そういった形で商品券事業ということで選択をさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の件につきましては、ただいま産業振興課長お答えしたとおりでございますが、この事業につきましては先ほどご説明申し上げましたとおり国の地方創生臨時交付金、こちらを財源として実施するものでございます。以前、現金交付ということもこの交付金の対象ということで、国からはオーケーというようなことでやってまいりましたけれども、今般につきましては一律的な現金交付、こちらは対象外であるという国の方針でございますので、先ほど産業振興課長申し上げましたとおり、商品券でその地域振興と申しますか、家計の少し支援になるというような事業を選定して実施するものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 歳入と歳出について、お伺いしたいと思います。

先ほどの佐々木議員の質問にもあったんですが、今回防衛の調整交付金、追加補正があるわけですが、当初予算7,800万円ほどの当初予算に今回1億2,390万円ですか、2億円を超える交付金総額になりますけれども、今回の交付金でもって令和5年度分が確定するものかどうか。あるいは、さらに交付見込みがあるかどうか、その辺を確認したいと思います、1点は。

交付金のその充当先、今回の補正で4件の充当先が明記されていますけれども、その中でクリエートパークのキャンプ場への充当が3,564万6,000円というふうに記載しています。クリエートパークのキャンプ場については、前任期の時点で産業教育常任委員会のほうで調査でこういろいろ説明受けてきたんですけれども、キャンプ場の整備費については令和5年度は当初予算には計上されていなかったわけですね。財源が確定まだしていないということで、補正で対応しますというような説明で来たわけで、今回工事費、整備費が補正予算で計上、4,630万円ほどの補正予算になりますけれども、その工事の内容とかについて、従来の常任委員会の説明の時点と比較して、同じような内容なのかどうか。その辺、変わった部分があるかどうか、確認したいと思います。

先ほどの説明でトイレ設置は令和5年度にはしないというような、たしか説明あったんですが、令和5年度にはしなくても、それ以降に予定するものかどうか。そういった部分とか、あと具体的な工事の期間どの程度かかって、最終的に供用開始がいつ頃になるものか。その辺について、常任委員会での説明の時点と変わった部分があるかどうか、確認したいと思います。

議長（高橋浩之君）　まずは、企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）　お答えいたします。

1点目の9条交付金の関係でございます。今般1億2,390万円を増額させていただきまして、補正後は2億254万6,000円とするものでございまして、充当先といたしましては4事業ほどに充てる予定となっております。

当初予算上は8,000万円弱という予算措置でございましたけれども、この9条交付金の一次分、4月に内示あるものにつきましては、前年度のその一次交付分と二次交付分の普通交付分、こちらの8割が次年度交付されるという決まりになっておりますので、当初予算上はその前年の実績に基づいての8割、8,000万円弱を予算計上させていただいております。

今般補正させていただきましたその1億円以上の補正額でございますが、現在、射撃訓練自体は終了いたしました。現在滞在しております米軍の104訓練関係、こちらが2月の初めだったと思っておりますが、国で令和5年度の事業計画が決定されたということに基づきまして、令和5年度の従来のSACO交付分と言われます特別分につきましては1億800万円、こちらが確定したということでの今般補正とさせていただいた次第でございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） すみません、漏れておりました。

今後の見込みでございますけれども、通常ですと10月下旬から11月上旬にかけて二次交付分の内示がございますので、通常ですとこちらが普通交付分と特別交付分合わせまして2,000万円から3,000万円の予定でございますので、そちらの状況も額の確定しましたら、またその時点で各事業の充当率等の調整もありますけれども、さらなる補正をお願いしたいというふうになるかと思えます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） クリエイトパークのキャンプ場の整備の関係でございますが、産業教育常任委員会のときとの変更点についてのご質問だったと思うんですが、まず、工事の内容関係につきましては、基本的工種の部分につきましては変更はないんですが、今一部課内でちょっとレイアウトの部分、ちょっと見直し修正検討しております、といますのは水回り関係の位置、産業教育常任委員会の際には県道側のほうに寄せるような形でレイアウトのほう配置させていただいておったんですが、利用者の利便性なり、あるいは工事費の削減を図る意味で、レイアウトをもう少し中央部に持ってきたほうがよいのではないかということで、レイアウトの一部修正をかけたいなというふうに考えてございました。その点につきましての変更を検討している内容でございます。

トイレにつきましては、令和5年度については計画しておりませんが、次年度以降の設置分について継続的に検討してございます。

それと、工事の時期についてでございますが、産業教育常任委員会でお示したときより若干スケジュール2か月ほど遅れる予定になっていまして、と申しますのは防衛の9条交付金を財源として充てさせていただきますので、早速補助申請等々行いたいというふうに考えておりますが、その手続の関係で大体発注8月ぐらいを予定にしたいなという形で考えておりましたが、ただ、供用開始の予定につきましては、産業教育常任委員会でお示したスケジュール来年の4月ということでございましたが、それを目標に進めたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） そうしますと、今後発注までの期間もある程度要するんでしょうし、一部レイアウトの変更も考えているということで、そうしますと工事期間は何ていうんでしょうね、令和5年度内に完了も延びる可能性もあるということなんじゃないかな、そ

うしますと。それに伴って、供用開始も来年4月からではなくて、ずれる可能性もあるというような見通しになってくるとのかなと思うんですけども、そういったところの今後の予定見込みですね。

あと、常任委員会での時点ではいろいろ利用の状況、人数なり利用料なりの試算した数字とかも出しているんですけども、その辺についてはその時点で見込んでいるその利用人数なり、利用収入が見込めるものかどうか。そういったところはどのように考えておられるか。

それから、施設の維持管理については指定管理ということで、現在のクリエートパークにプラスしてなるというような計画だと思うんですけども、この新しいキャンプ場の部分のその指定管理についての経費といいますかね。キャンプ場全体の管理経費がどの程度かかって、利用収入が幾らぐらい入って、残りの部分が指定管理委託料ということで生じてくるんだと思うんですけども、そういったところの見通し、予定の額というのはどの程度試算になっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事の2か月ほどずれる見込みだというお話させていただいたんですが、今回の工事の内容の規模からしますと、面積は大きいんですけども、工種的にはそれほど多くない工事内容となっておりますので、来年4月スタートに向けての工事については大丈夫かなというふうに考えております。ただ、冬場の大規模な大雪等々となるとまた別なんですけれども、現段階では一応年度内の完成は可能かなと考えてございます。

あと、それとその後の運営の状況のお話なんですけれども、まず産業教育常任委員会の際にその段階での試算、かかる経費の部分と収入見込みの部分をお示しさせていただいておりました。現段階では大きく変更はございませんが、今後工事発注させていただいて、維持管理に係る経費の部分につきましてはさらに精査する必要があるというふうに考えてございますが、大きく現段階ではその後変わるような状況ではないかなというふうに考えてございます。

また、歳入の部分につきましては、我々運営していく中で、やはり集客の部分でPRなりそういった部分、あるいはその運営方法を魅力ある施設づくりを行いまして、集客の部分につきましてはやはり継続的に努力をしなければいけないというふうに考えておりまして、できるだけその目標を設定させていただいて、その目標設定が上回るような

努力をしなければいけないというふうに考えてございます。

具体的経費の部分につきましては、これは産業教育常任委員会のときの金額になりますけれども、キャンプ場の維持管理経費に係る部分といたしまして、歳出の部分が281万6,000円、収入の部分が420万円、差引きで138万4,000円という数字を産業教育常任委員会の際にお示しをさせていただいております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今、これから整備もう入っているわけですが、一部ですね。もう植栽なんかも完了していると思うんですけれども、今回の整備工事入って、トータルで今年度だけで4,600万円超える経費がかかってくるわけですが、そもそもクリエートパーク全体のその利用者の方々からの利用者負担はどうかということから、スタートしてきている話なんですよ。クリエートパークとあと牛野ダムキャンプ場も同じなんですけれども、利用される方の利用者負担の方法は何かないのかと、そういう策はね。ということから、今回あそこの埋立地をキャンプ場に供用して、そこからの何ていうんでしょうね、有料キャンプ場にするという話にこうなっているんですけれども、こういう具体的な整備費がかかってくるということも現実になると、実際問題どの程度こういう経費をかけて有料化にして、利用料が先ほどの話ですと420万円ほどの利用料になると。あと、キャンプ場そのものの維持管理経費差引いて、不足分は指定管理料になるんだと思うんですけれども、いずれにしても投資額は4,000万円、5,000万円になるわけですよ、整備費としての投資は。ですから、牛野ダムも同じなんですけれども、実際のクリエートパークそのものの利用なさる方々というのは、地元の人ほどだけいらしゃるか。大多数が村外の方が現状だと思うんです。そうした場合、このような村の公費を負担して投資して、その効果はどうかという部分も当然考慮する必要はあると思うんですよ。これ毎年管理費もかかってきますし、経費だけじゃなくて。そうした場合に、村としてのその効果というのは、やっぱりそういう部分も考えないと、ただ単に人が来てもらえればいいというわけでもないと思うんです。

別ですが、話はね。牛野ダム、私もしょっちゅうキャンプ場の状況、利用状況見に行っています。今年は非常に利用者が少なかったです、今年の連休中あたりは。意外とそうですね、半分以上空いているような状況でした。どういう理由からそういうんだか、ちょっと分かりませんが、ずっと利用者が同じように続くとも限りません

ので、そういう部分も考慮する必要あると思うんです。

ですので、今後のその運営の基本的な考え方もどのように考えるか、これからのですね。そういう部分もはっきりとしないと問題があると思いますので、どのようにその辺は考えるでしょうか。できれば課長と、あと村長にも答弁いただければと思いますが。

議長（高橋浩之君） 先に、まず都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず維持管理、それとそれに関連する指定管理料の関係なんです。先ほど歳出と歳入の部分の見込み、現段階での試算額をお伝えさせていただいたんですが、このキャンプ場整備に伴って運営する部分につきましては、この部分では維持管理費を、全体のクリエートパークの維持管理費を抑えるといいますか、指定管理料を下げるような仕組みで試算をしております。歳入に対しまして、それ以下の歳出、維持管理費を見込んでいくという形でございます。ただ、これ、今の段階の試算でございますので、引き続き精査はしたいと思いますが、この管理運営に当たりましては、当該課といたしましても目標設定、数字の部分で目標設定をさせていただいて、継続的にその事業評価というものが重要なんだろうなというふうに考えてございます。

また効果という部分では、単にキャンプ場に人来ていただいて利用していただくというだけじゃなくて、そのお客様のほうに村の地場産品等々、農産物なんかを買っていただくような仕組みづくりを図りまして、そういった経済効果といいますか、地元にお金を落とさせていただく仕組みも併せて考えて、そういった部分もこの事業の整備効果という形で目標設定をしたいなというふうに考えております。

いずれそういった部分をちょっと具体化をして、目標設定をお示しさせていただきながら、適宜年次的に事業評価という形で定期的に報告をさせていただく必要があるかなというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 石川副議長のお話で、牛野ダムの利用者が減っていたということでございます。このことについては、やはり今キャンプ、一時コロナ禍で、すぐくはやった時期があり、またその後それぞれいろいろな自治体におきましてキャンプ場というものが増えてきているのも、近隣でも事実ではないかなと思っております。そういうことも、私も少し感じているところです。

そんな中で、今課長が言ったように地元の方々、万葉・おおひら館でも卸しているの方々、昨日会員の方々の友の会の総会がございましたけれども、やはり一生懸命自分た



ちの地場産品、自分の商品ですね、そういうものを野菜だったり、お花だったり、いろいろなものを作っている方がいらっしゃいます。そういう方々の品物を買っていただく。そういうことで、万葉館等のまた売上げも上がる。そういうことの相乗効果をもって、この事業が良い形になっていけばいいかなと思っています。そのためにも村としてもそしてPR、そういうことをやっていかなければいけないと思いますし、また万葉館も万葉館の職員の方々にも、この事業の相乗効果をお互いにいろいろと話し合いながら、そして友の会、野菜、大衡村の地場産品の友の会の方々の協力も得ながら、この事業を成功させていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 歳出予算の16ページ、7款土木費関係、3点質問させていただきます。

1つ目は、土木費の16ページが一番下になります。説明で海老沢地区とありました。公有財産取得の関係での用地買収費1万3,000円の具体と、2点目として17ページの説明欄にあります、説明欄の道路側溝改修事業3,020万円、これの具体。それから、最後に午前中認定の村道認定に関連する調査経費、調査経費の予算計上科目と金額の具体について、伺います。

以上、3点お願いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の道路維持費の公有財産購入費の関係になりますが、こちらは村道の海老沢持足線の一部になりますけれども、先般隣接する土地所有者のほうから、土地境界の立会のほう求められまして、土地境界の立会をした結果ですね、村道の一部、側溝が布設されている一部の部分が民有地にはみ出しているような状況が確認されまして、その部分を改善するために用地買収をさせていただくというものでございまして、面積にしまして2.28平方メートルの用地買収をさせていただくため、予算計上させていただいたものでございます。

次に、2点目の道路側溝改修事業の部分になります。こちら路線につきましては村道の平場線になりまして、この路線につきましては、今年度まず測量設計1,100メートルと、その一部約400メートルほどの道路側溝整備を行う事業といたしまして、合わせて3,020万円ほど予算計上させていただいております。この平場線につきましては工場団地につながる村道となっております、村道の幅員が大型車両通行するためには幅員が狭い状況となっております、特に冬場ですね、トラック等が村道から通行に非常に支

障を来しているというふうな状況もございまして、この工業団地の企業様からもご要望をいただいております。そのような中で、今般緊急自然災害対策事業債充てられるというような部分の確認ができましたので、今回事業化したものでございます。

3点目の五反田団地線の関係でございますが、事業費といたしましては主なものが委託料に1,280万円、測量調査設計費ということで計上させていただいております、延長約160メートルの測量調査設計業務が主なものとなっております、あと人件費を計上させていただいているものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと、1点目の用地買収取得については、海老沢線に関する2.28平米のはみ出し部分の買収ということで、現在進めている海老沢地区の開発事業には直接関係しないという解釈でよろしいのか。

それから、2点目の平場線に1.1キロメートルですか、1,100メートルぐらいの測量設計調査経費を計上ということで、これはこの路線1か所だけなのか。そのほか既存道の側溝整備等の経費は、これは維持管理経費に値するかと思いますが、そういう既存道における側溝整備等の経費は、今回の場合はこの3,020万円が入っていないのか。確認です。

それから、村道認定に伴う1,280万円、これは認定されたわけですので、事業そのものはいつ頃起工されるのか。

その3点、確認します。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 1点目の海老沢持足線の関係ですけれども、現在の開発行為を起こしている開発区域に関わる部分ではない場所でございます。

それと、2点目の平場線の関係なんですけど、こちらの道路側溝改修事業は平場線だけの改修事業となっております。

3点目の五反田団地線の着手時期ですけれども、こちらにつきましても防衛の補助金の交付申請の手続を踏まえまして、9月頃の契約発注を予定しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 理解しました。

最後に1点だけ確認します。

関連で、海老沢開発事業、現在終盤戦を迎えていると理解していますけれども、村側

に対する完成時期、完了時期といいますか、その辺具体的に情報があれば、最後に確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 明確な完成時期というのはちょっとまだお示しされていないんですが、ただ、区域ですね。2つの区域といいますか、分かれた区域になっておりまして、先行的に完成したのから分譲開始を進めたいということで、4号線側のエリアのほうですかね。あちらの部分につきましては、先に完了検査等、開発の検査等受けて分譲開始を進めたいというような意向の部分は何っているところでございます。ですので、そちらのほうは今年の今後早い時期に分譲開始がされる方向で動いているというふうな形で認識してございます。

議長（高橋浩之君） 質疑ございませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 普通河川の土砂しゅんせつ等事業について、お伺いしたいと思います。先ほどの説明ですと、今年度のしゅんせつの予定は榎田川だということでした。この関連は駒場川も大森川も入っているという事業でしたけれども、今年は榎田川だけで終わりなのかどうか。それから、あと駒場、大森というのとはどのような方法でやっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度新たに事業化といいますか、普通河川の土砂しゅんせつ事業、事業化させていただいておりまして、財源が土砂しゅんせつ事業債ということで、財源を充てて事業始めるものでございます。

今年度1年目といたしましては、榎田川、駒場川、大森川のまずもって土砂しゅんせつしているエリアを絞った形で測量をさせていただきたいというふうに考えております。トータル10キロメートルぐらいかなというふうに試算しておりますが、こちら930万円の委託料で測量させていただきまして、その土砂しゅんせつが必要な部分を絞ったような形で、まず今年度は榎田川につきまして工事費で2,100万円ほど計上させていただいておりますが、土砂しゅんせつまた支障木の伐採のほうを進めたいというふうに考えておりまして、駒場川と大森川につきましては今年度の測量の成果を踏まえて、次年度以降に土砂しゅんせつの計画を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私、大森川を見ているんですけども、大森川も今年ですか、村道から

約60メートルまであるかないかなんですけれども、一番上のほうですね、そのところ土砂をしゅんせつしていただいているんですよ。ですから、この2,100万円が榎田全部に行くとなると、後はないのかなと思って今心配しておったんですけれども、次年度以降にやるということですので。

大森川につきましては、どうしても土砂は堆積するところが上のほうだけなんですよね。あの川がどうしても土砂が堆積して、そして草が、マコモが出てくる、あるいはヨシが出てくるということで、河川の清掃が大変なんですよ、毎年。河川愛護で皆さんの川もやられると思うんですけれども、駒場川を見ているとですね、本当に土砂を上げるとか、あるいは草を刈るとかというところ、ほとんどないようなんですよね。スコップを持って、堤体の上を、土手の上をみんなでこうしゃべりながらずっと歩いて行って、河川愛護は終わりだというような状況なんですよね。ところが大森川に行きますとですね、皆さん草刈り機械を持ってきて、そして草刈りを何ですか、川の底から出てきますからね。ですから、そこを全部刈らなきゃいけないんですよ。ですから、大変な仕事だなと思っていつも見えていますし、今本当にいろんな面で話題になっていますけれども、みんな高齢化してきて、そしてもうやる人いなくなるんだから、そのうちに村でやってくれねえかななんて、こんな無責任な話も聞こえてきているんですよ。

ですから、そういうところも考えるとね、大森川ももう少ししゅんせつしてもらいたいですけれども、その後をやっぱり考えていただいて、少し変えていかなきゃいけないのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺課長、それからあと村長もね、どう考えているか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、土砂しゅんせつ並びに支障木の伐採等につきましては、今このように有利な財源ございますので、この財源をうまく活用させていただいて、まずしっかりと対応できる部分は進めていきたいというふうに考えてございます。

その後の河川愛護の関係ですね、ご指摘のとおり各方面から年々大変だというふうにご意見いただいております。村のほうでもこのご意見受け止めておまして、いろいろ今後の対策等々については検討させていただいておりますので、何らかの形でそういった部分を提案できるように、できるだけ早く提案できるように検討を進めてまいりたいと思います。

また、土砂しゅんせつに当たりまして、場所によってあれなんですけれども、仮設道

路等々なんかの整備を進めながらやらなくてはいけないところもございます。そういった部分につきましては、その仮設道路の在り方、それを例えば残して維持管理がしやすいようなやり方を取るとか、そういった部分も検討するように指示ありますので、そういったところも含めて、今後の管理しやすいような方法を含めて検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 文屋議員の今質問、事業課的な答えは課長のほうでしましたけれども、やはり意図するところは河川愛護の件の高齢化というところが一番だと、今の質問の中であると思います。その件について、私から答弁させていただきたいと思います。

やはり文屋議員がおっしゃったように、その場所によっては、地区によってはいろいろと違っている部分も承知でございますし、大森の方々にも河川愛護にご協力をいただいていることに感謝しているところでもございます。

また、私も大瓜下というところで河川愛護、そういう部分で草刈り機械を持って私もやっているわけですが、やはり自分の地区でも、なかなか若い方じゃなくても高齢化になっているということが現実に起こっております。このことをやはり河川愛護が地域の方々の本当に温かいボランティア的なことでやっていただいていることに感謝するとともに、また区長様方ですね、各地区の区長様方のご理解の下でこの事業が今まで続けられてきております。

それから先日東京のほうに出張したときに、国交省の方々、国道の4号線の要望活動に行ったときもこの話題が出ました。やはりこういう河川愛護については高齢化になっていて、宮城県内どこの地区でも大変なのでどうにかならないかということで、私もいろいろと質問させていただきました。これからこのことを重要視しながら、今後どのような形で皆様にご協力をさせていただいていた部分を軽くできるのか。そういう部分を検討しながら、やっていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、世界の中でこれは考えられることだと思うんです。というのは、やはりこれは今異常気象ということで、災害は忘れちゃいないうちにもうやってくるというような状況なんですよ。大衡村でも、あるいはお隣大和町でも、大郷町でもやはりこの水害ということで大分悩まされ、国では遊水地を造って、そしてそれを何とか一時的にしのごうじゃないかというようなこともやられておる。そういうやられている中で、

やはりこの河川、川というものの重要なことというのは誰しもが認識していることだと思うんですよね。その川が大事であると認識しているという中で、やはりこれからのこの高齢化の中でのこの維持というのがなかなか大変である。その辺にやっぱり予算を多く使って、それを解決していかなければならないというような状況になっていると思うんですよね。

これからいろんな面で事業展開していくわけなんですけれども、そういう中にやはり河川の大事さというものをもう少し再認識して、予算配分をやられてはどうかというふうに、私は感じるんですけれども、その辺も村長、あるいは課長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まさにご指摘のとおりだと思います。昨今の異常気象ですね、そういった状況の中から川の果たす役割というのが今まで以上に重要になっているというふうに認識してございます。全国的な流れといたしまして、国が進める流れといたしまして、そういった中でその流域治水という部分の考え方も最近出てきておまして、もう1つの川で考えるのではなくて、流域全体でそういった水害を抑えるという考え方も出てきております。そういった広い視野に立った形の取組も必要ですし、また大衡村といたしましても、しっかり自分たちが管理すべき河川について、将来を見据えた部分につきまして、いろんな財源も必要となるものでございますけれども、そういった部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） それでは、村長。

村長（小川ひろみ君） 今、課長から流域治水というお話がございました。まさにこれも先日お話、各宮城県各川の流域の自治体の方々とお話したところでございました。

7月8日に、大崎でこの流域治水の大会がございます。ぜひ議員の皆様もその流域治水について、いろいろみんなで考えていこう。自分のところだけじゃなく、流れる川は1本続いているわけでありますので、そういう部分で大崎から、あと私たち中央、また鹿島台とか、ずっと流れて行くものですから、その中でみんなでいろんなことを考えていこうという、今これからシンポジウム、そういうものも計画してありますので、ぜひそういう部分も皆さんで計画していただけたらと、それで見学していただけたらと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） すみませんが、特別なんです、これ。ただ、聞いていてください。

大森も構造改善ができて、村道から大郷の境まで、川は一応広くなりました。ただ、その後が大変なんです。大郷町との話合いがなかなかつかなくて、そこからもう昔ながらの川に変わっているんですね。ですから、こんなこと言っちゃ、ちょっと自分のことのように聞こえるかもしれませんが、その川で水の流れがせき止められるような格好になっちゃうんですよ。ですから、そこへ行きますとね、水位がずうっと上がっちゃうんです。そういうふうになるとね、すぐそばにある5人の方の共同のポンプなんですけれども、必ず水没してしまうんですよね。ここ数年で、3回くらいそれあるんですよ、そういう事態が。

今、流域で考えるということは、今は一緒に考えたほうがよいというお話あったんですけども、やはりそれは必要だと思うんです。それでね、ちょっと本当これまでもうできなくて難しくていたんですけども、やはりそういう流域全体で考えるとなったときに、大郷町と大衡村の話合いをもう少し復活していただいて、あそこの川で何とかしてもらわないと、大森の持っている人たち、いつでもあそこで苦労しているんですよ。その辺ね、申し訳ないけれども今回もう1回質問させていただいたんですけども、その辺ぜひ頭の中に入れていただいて、これからそういうところを進めていってほしい、お話し合いをしていただきたいというふうに思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第41号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正  
について

議長（高橋浩之君） 日程第19、議案第41号、令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第41号別紙でご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,314万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金385万1,000円の減。

4節職員給与費等繰入金で、職員の異動による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費385万1,000円の減。

2節から4節の減額につきまして、歳入で申しあげましたとおり、職員の異動によるものでございます。

8ページにつきましては給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---



議長（高橋浩之君） 日程第20、議案第42号、令和5年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第42号別紙でご説明申し上げます。1ページお願いいたします。

令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は総則についてで、令和5年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出について定めたもので、令和5年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用2億3,336万7,000円に46万3,000円を追加し、2億3,383万円とするものでございます。

内容につきまして、予算説明書でご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

収益的支出の第1款1項2目排水及び給水費38万5,000円の増です。

手数料の増額で、こちらは衡東中継ポンプ場の機器内に含まれておりました、低濃度PCB廃棄物の無害化処理費用に係る手数料となっております。

4目総係費7万8,000円につきましては、人件費の補正でございます。

次のページに給与費明細書を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 報告第7号 専決処分報告について

議長（高橋浩之君） 日程第21、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 26ページをお願いします。

報告第7号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、お願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものでございます。

令和5年5月23日です。

別紙、報告第7号説明資料をご覧ください。

1、事故の発生状況でございます。

平成29年9月3日午前8時35分頃、大衡中学校校庭において、第64回村民体育大会開催中、入場門に設置していた横看板が風にあおられて落下し、待機していた方に当たり、けがを負わせたものでございます。

2番、被害の状況でございます。

相手方、住所及び氏名につきましては記載のとおりでございます。

けがの状況です。頭、頭部。顔です、顔部。目になりますが、眼部の打撲。切り傷、擦り傷でございます。

通院の日数、公立黒川病院1日、清宮眼科医院1日となっております。

けがの状況ですが、右目の下に傷跡が浅く残っております。このため、保留にしていたものでございます。

次に、示談の内容です。村は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金1万3,060円を支払う。本件示談のほか、村と相手方間には一切の債権、債務関係がないことを確認しております。

3番、損害賠償額、先ほども申し上げましたが1万3,060円でございます。

以上、ご報告いたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

---

日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第2回大衡村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時00分 閉 会

---